

第 26 回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 5 年 5 月 2 日 (火)

1 発生状況について

資料 1

2 岐阜県の対応について

資料 2

3 岐阜市の対応について

資料 3

資料 4

【配布資料】

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について (R5.4.30 公表時点) |
| 資料 2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会 (第 56 回) 対策本部本部員会議 (第 68 回) |
| 資料 3 | 岐阜市の感染症対策推進体制について |
| 資料 4 | 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症位置づけ後の対応について |

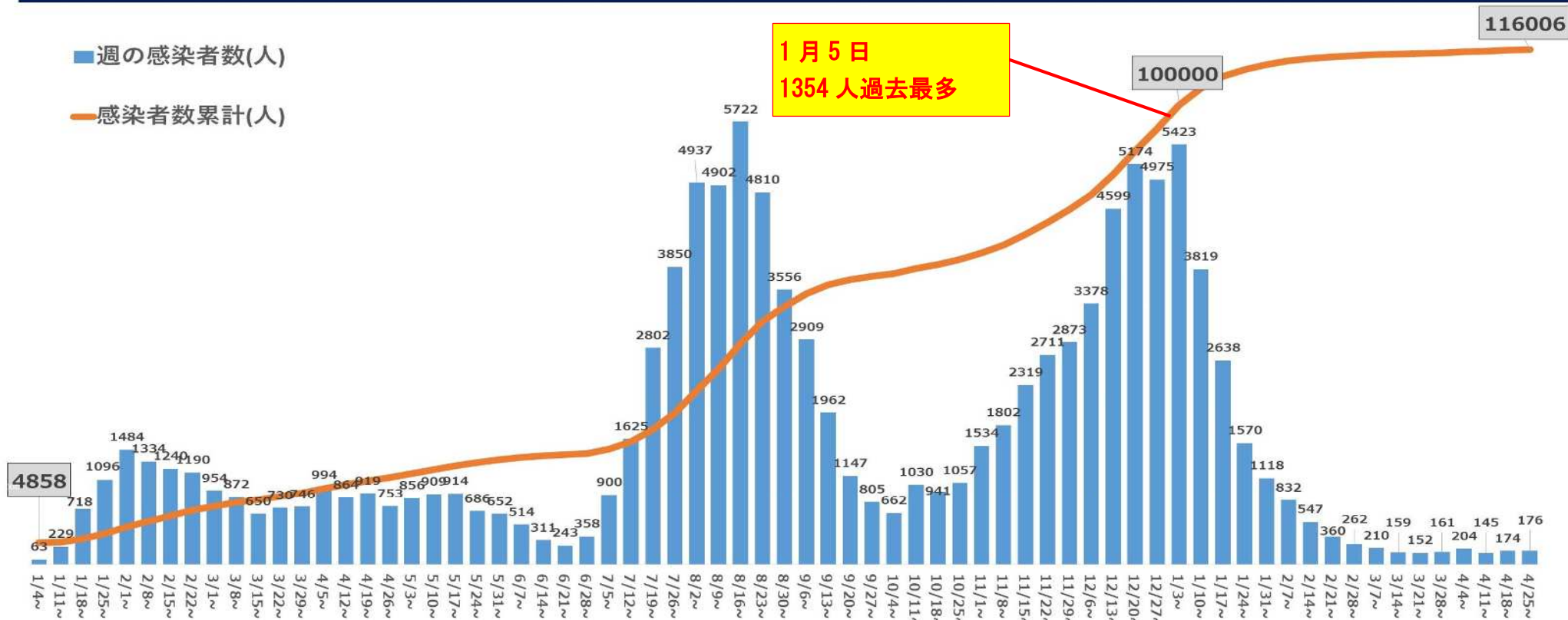
岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R5. 4. 30 公表時点）

1 感染者数推移（週計）

- ・ **累計116,006人**の感染者が発生。（9/27以降は、岐阜県が公表した「県内居住地別陽性者数」のうち、居住地が岐阜市である陽性者数）
- ・ 一週間の人口10万人あたりの感染者数は、4/24～4/30の一週間において**45.71人**となった。

参考（4/24～4/30での比較） 全国：57.74人 岐阜県：74.95人 愛知県：41.88人（厚生労働省公表資料より算出）

一週間あたりの新規感染者数の推移（R4.1.4～）



2 年代別割合の比較（令和 4 年 10 月 10 日以降）

・30代以下が39.8%、60代以上が33.0%となっている。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 5 6 回）
対策本部本部員会議（第 6 8 回）

日 時：令和 5 年 4 月 2 8 日（金）

1 4 : 3 0 ~

場 所：県庁 6 階 特別会議室

1 感染状況

資料 1

2 知事メッセージ（案）

5 類移行後も感染対策の継続を

資料 2

3 県の対策（案）

5 類移行後（5 月 8 日）における対策

資料 3

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第56回） 対策本部本部員会議（第68回） 出席者名簿**
日時：令和5年4月28日（金） 14：30～
場所：岐阜県庁6階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考	町村名	氏名等	備考
岐阜市	中村 こず枝 保健衛生部長兼保健所長	T V	岐南町	小島 英雄 町長	T V
大垣市	石田 仁 市長	T V	笠松町	川部 時文 副町長	T V
高山市	西倉 良介 副市長	T V	養老町	田中 一也 副町長	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V	垂井町	藤塚 康孝 副町長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V	関ヶ原町	藤田 栄博 副町長	T V
中津川市	渡邊 卓 副市長	T V	神戸町	藤井 弘之 町長	T V
美濃市	武藤 鉄弘 市長	T V	輪之内町	木野 隆之 町長	T V
瑞浪市	水野 光二 市長	T V	安八町	堀 正 町長	T V
羽島市	石黒 恒雄 副市長	T V	揖斐川町	岡部 栄一 町長	T V
恵那市	小坂 喬峰 市長	T V	大野町	武藤 貞雄 副町長	T V
美濃加茂市	古川 一男 教育長	T V	池田町	牛嶋 勝一 副町長	T V
土岐市	加藤 淳司 市長	T V	北方町	戸部 哲哉 町長	T V
各務原市	今道 雄介 副市長	T V	坂祝町	片桐 茂樹 福祉課長	T V
可児市	高井 美樹 市政企画部長	T V	富加町	板津 徳次 町長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V	川辺町	佐藤 光宏 町長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V	七宗町	加納 福明 町長	T V
飛騨市	都竹 淳也 市長	T V	八百津町	金子 政則 町長	T V
本巣市	久富 和浩 副市長	T V	白川町	安江 章 副町長	T V
郡上市	青木 修 副市長	T V	東白川村	今井 俊郎 村長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V	御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
海津市	近藤 康成 健康福祉部長	T V	白川村	古田 直樹 村民課長	T V

2 各種団体

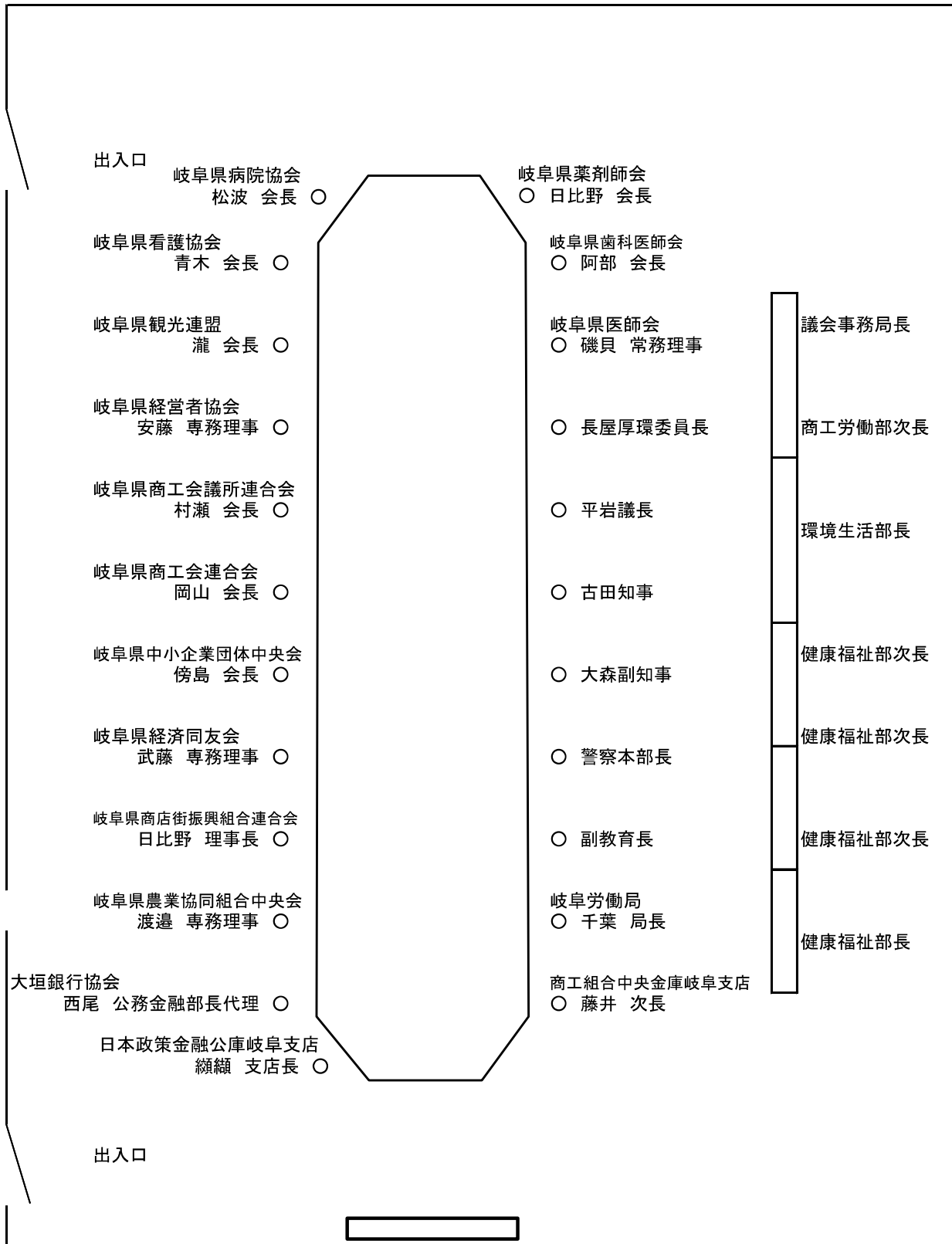
団体名	氏名等	団体名	氏名等
岐阜県医師会	磯貝 光治 常務理事	岐阜県中小企業団体中央会	傍島 茂夫 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長	岐阜県経済同友会	武藤 国策 専務理事
岐阜県薬剤師会	日比野 靖 会長	岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県病院協会	松波 英寿 会長	岐阜県農業協同組合中央会	渡邊 健彦 専務理事
岐阜県看護協会	青木 京子 会長	大垣銀行協会	西尾 賢哉 公務金融部 部長代理
岐阜県観光連盟	瀧 修一 会長	日本政策金融公庫 岐阜支店	瀬瀬 和人 支店長
岐阜県経営者協会	安藤 正弘 専務理事	商工組合中央金庫 岐阜支店	藤井 武重 次長
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長	岐阜労働局	千葉 登志雄 局長
岐阜県商工会連合会	岡山 金平 会長		

3 県

	氏名		氏名
知事	古田 肇	健康福祉部長	堀 裕行
議長	平岩 正光	子ども・女性局長	村田 嘉子
厚生環境委員会委員長	長屋 光征	商工労働部次長	兼松 伸和
副知事	大森 康宏	観光国際部長	丸山 淳
警備総務課長	遠藤 仁	農政部長	足立 葉子
副教育長	富田 剛	林政部長	久松 一男
会計管理者	矢本 哲也	県土整備部長	野崎 眞司
秘書広報統括監	高橋 洋子	都市建築部長	藤井 忠直
総務部長	尾鼻 智	都市公園・交通局長	舟久保 敏
清流の国推進部長	長尾 安博	議会事務局長	山田 恭
デジタル推進局長	市橋 貴仁	人事委員会事務局長	青木 一也
危機管理部長	内木 禎	監査委員事務局長	大脇 哲也
環境生活部長	渡辺 正信	労働委員会事務局長	樋口 博久
県民文化局長	籠橋 智基	健康福祉部次長	渡辺 幸司

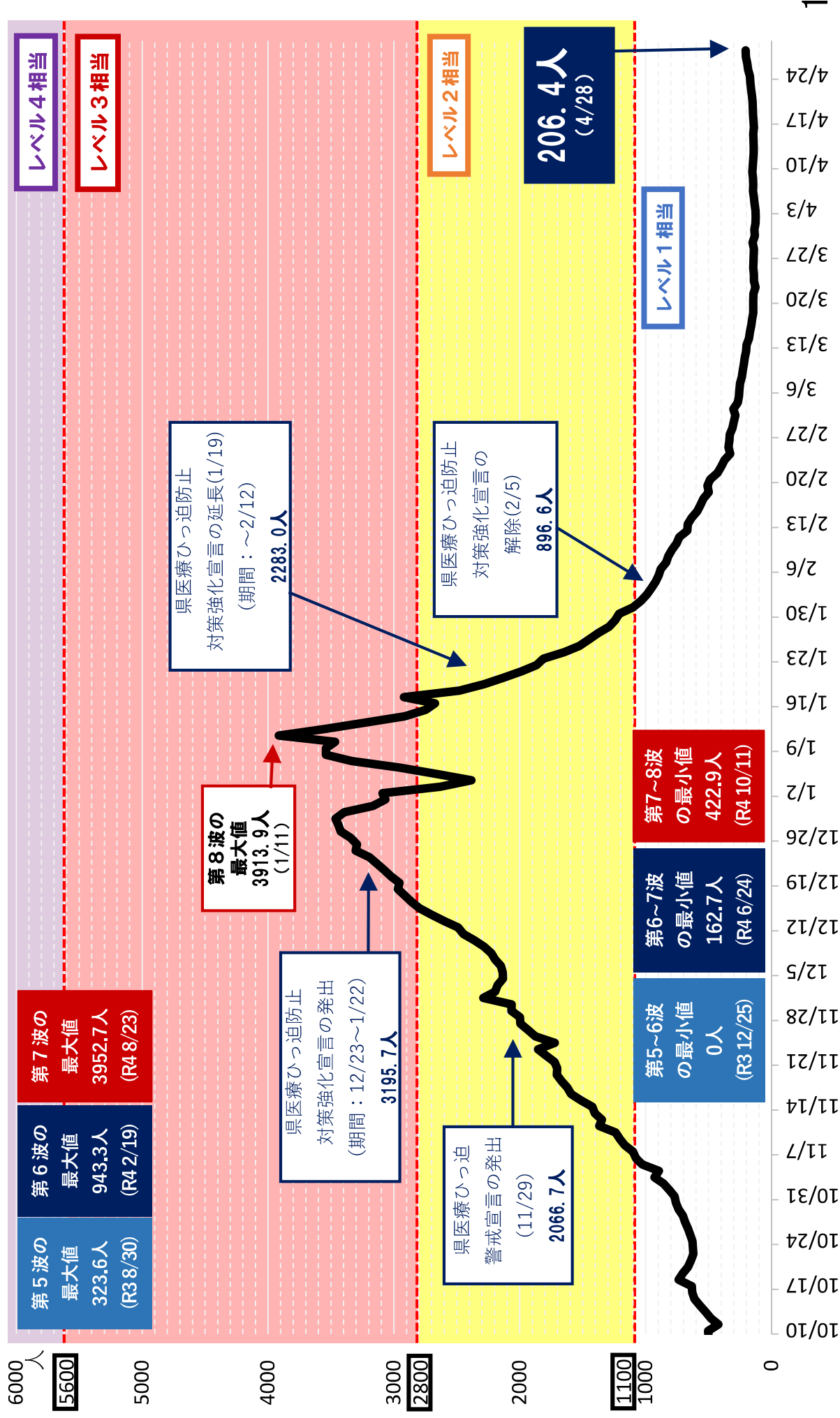
岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第56回) 対策本部本部員会議(第68回) 配席図

令和5年4月28日(金)14:30～
6階特別会議室

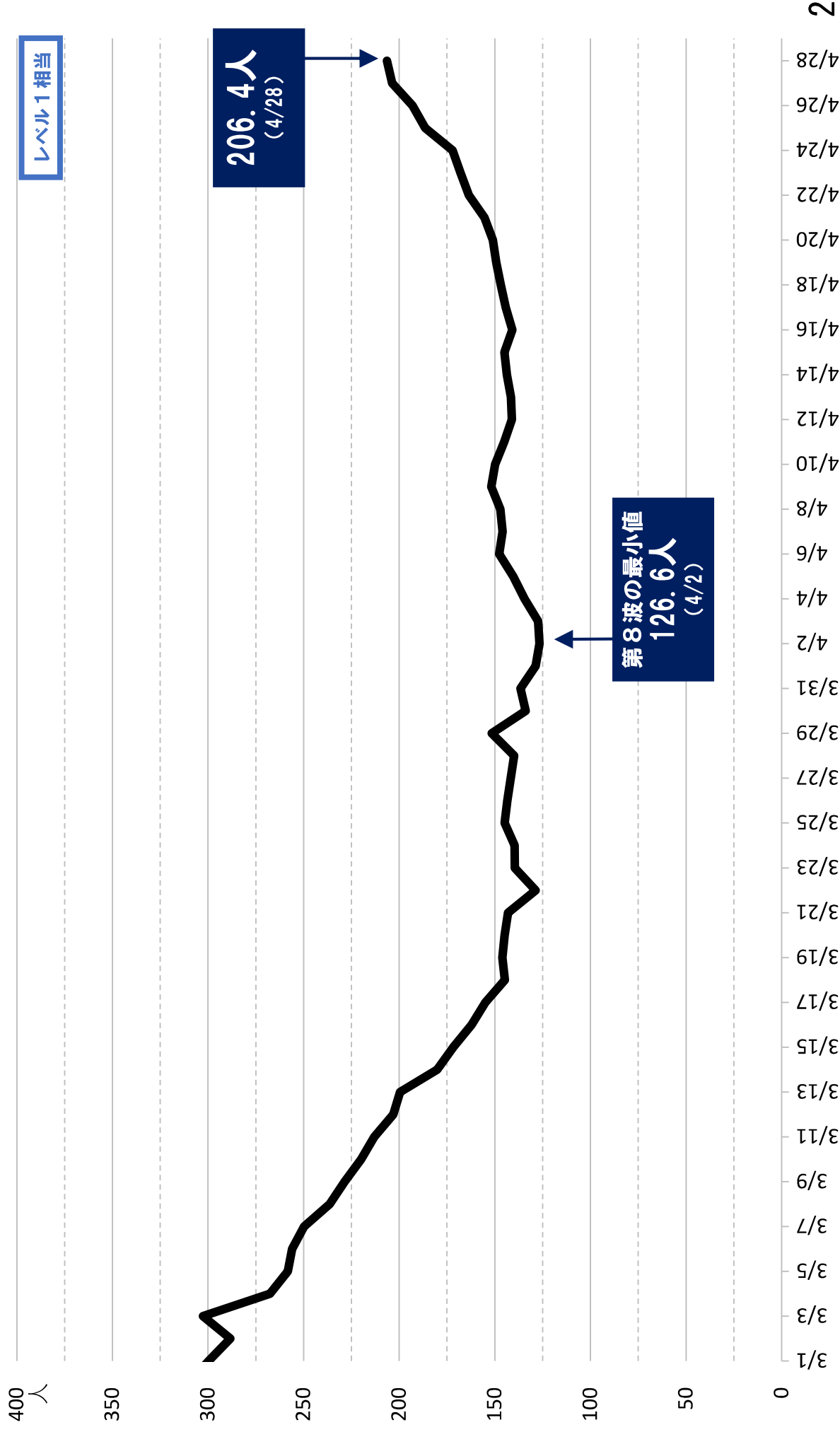


1日あたり新規陽性者数（1週間平均）の推移

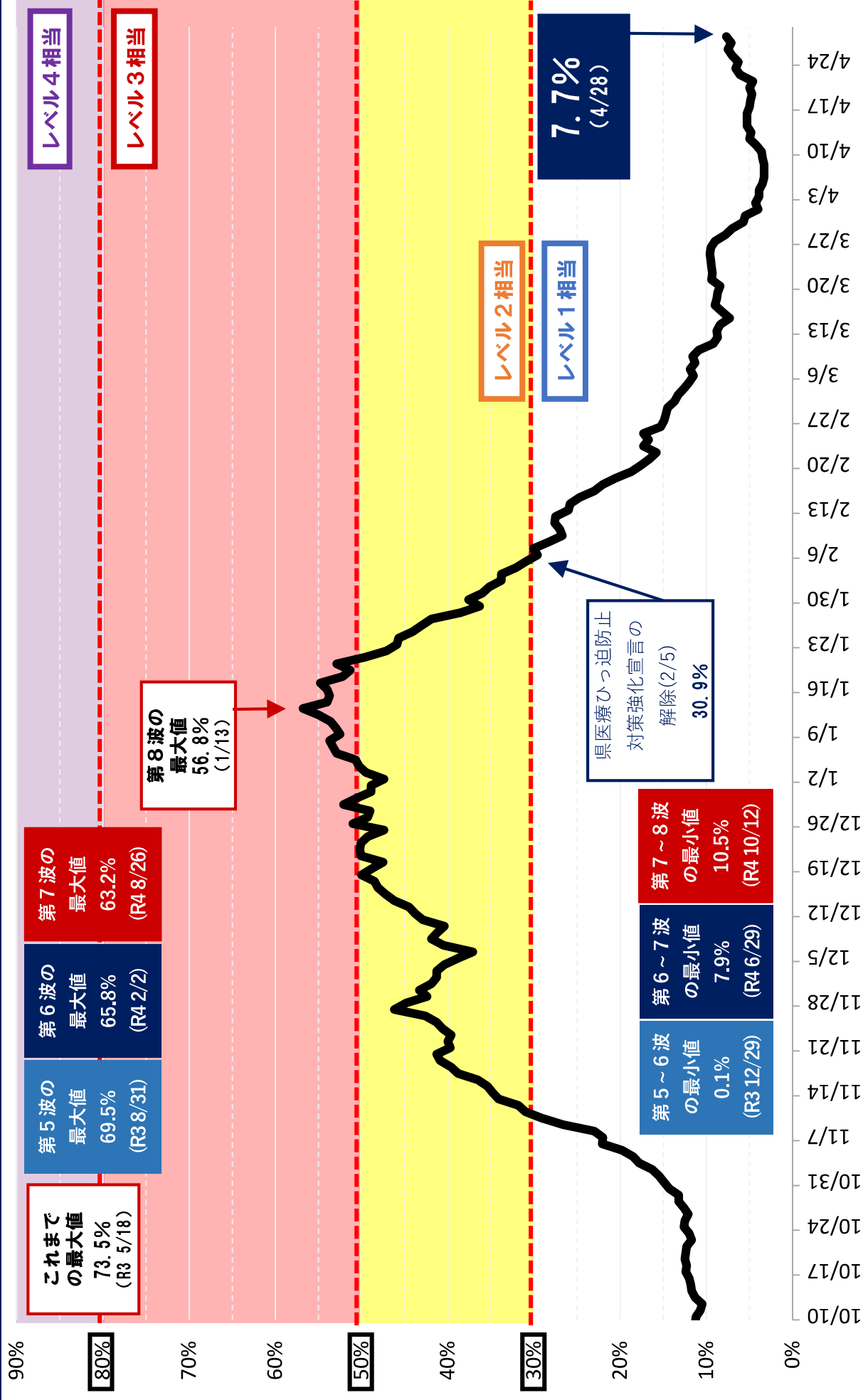
資料 1



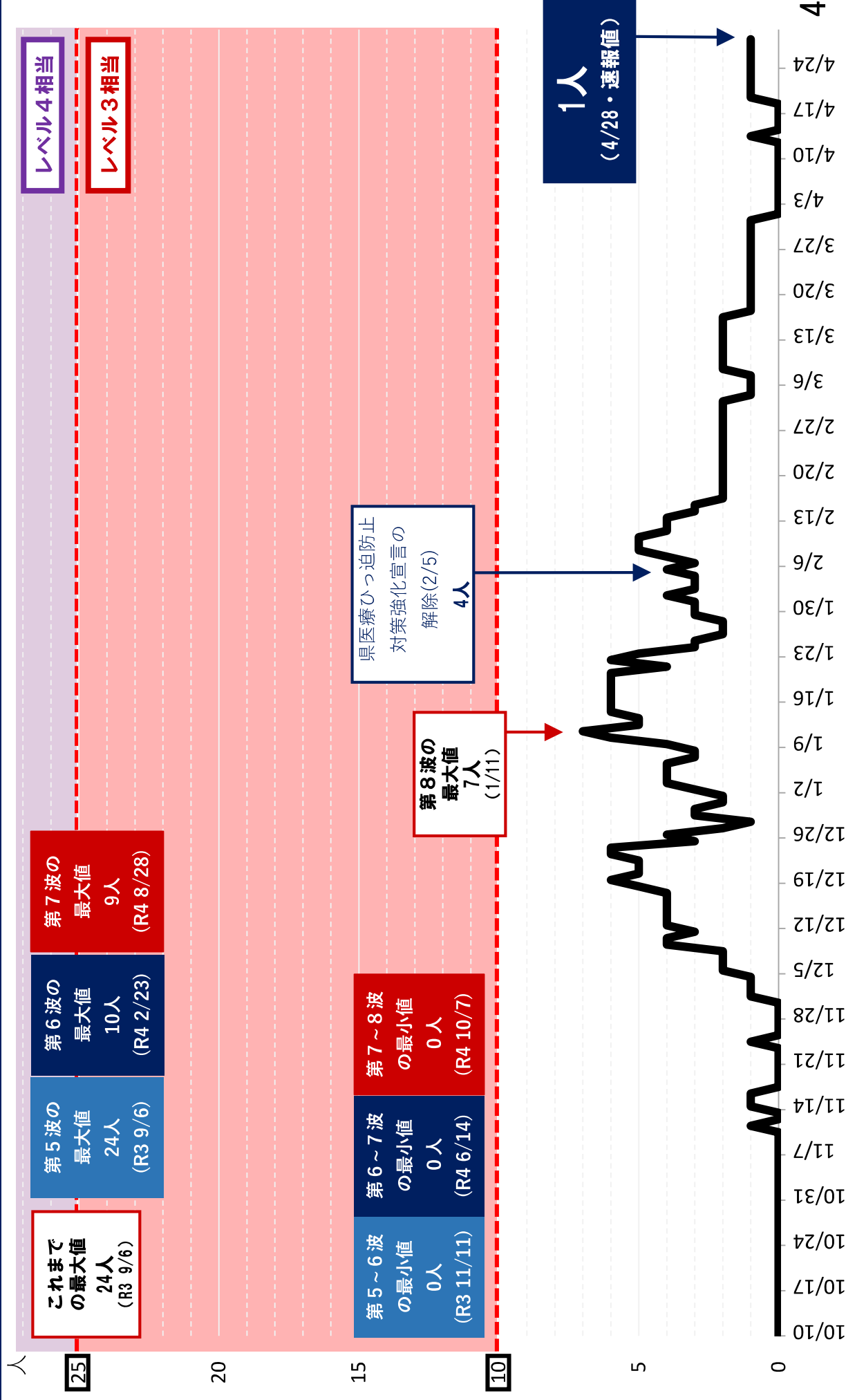
1日あたり新規陽性者数（1週間平均）の推移（3～4月分）



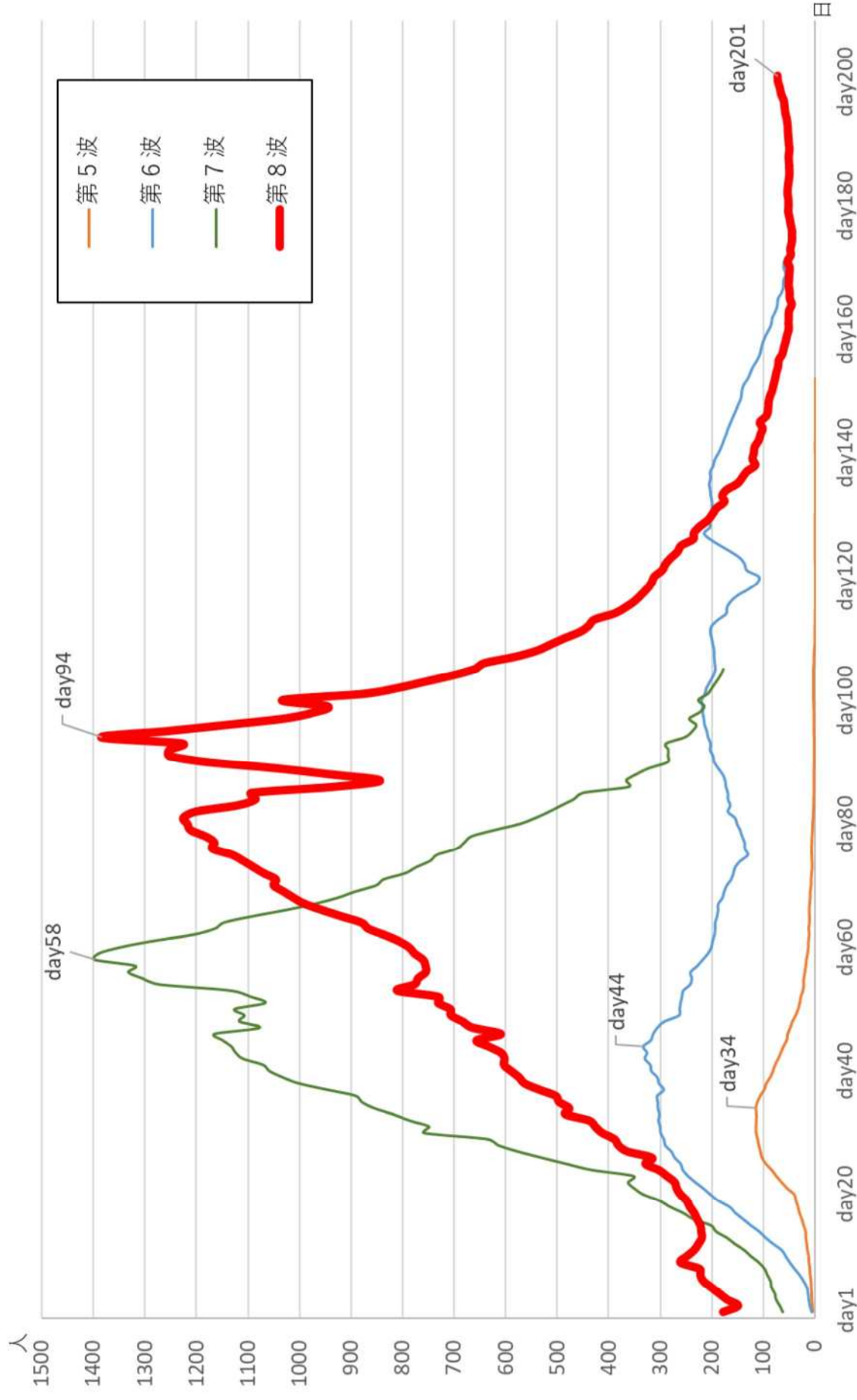
県の病床使用率の推移



重症者数の推移



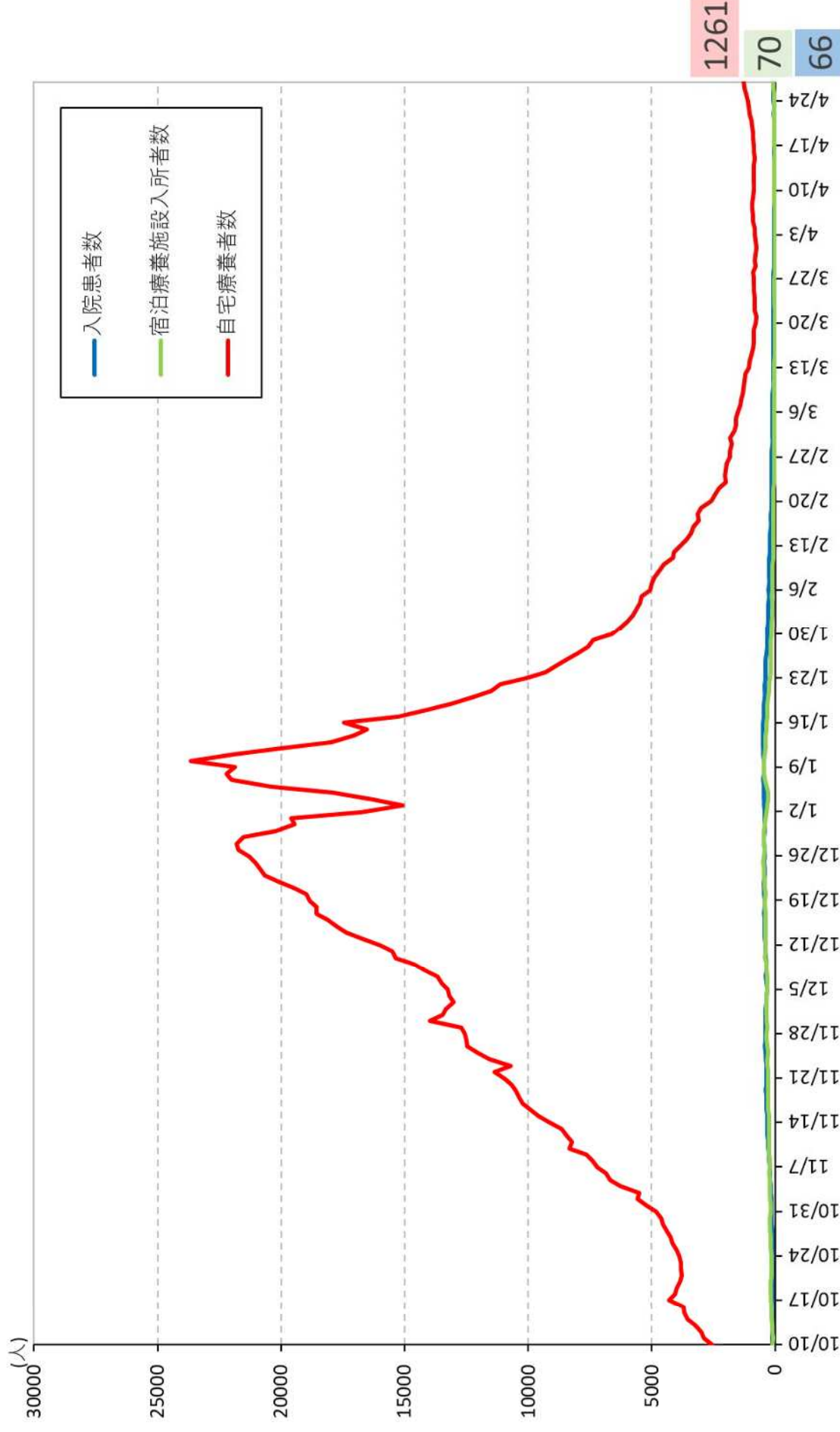
波毎の比較 (新規陽性者数 (10万人対、7日間移動合計))



※各波において、新規陽性者数 (10万人対、7日間移動合計) が初めて5人を上回った日をday1として整理 (ただし、第7波以降は波の初日をday1とする)

療養者数の推移

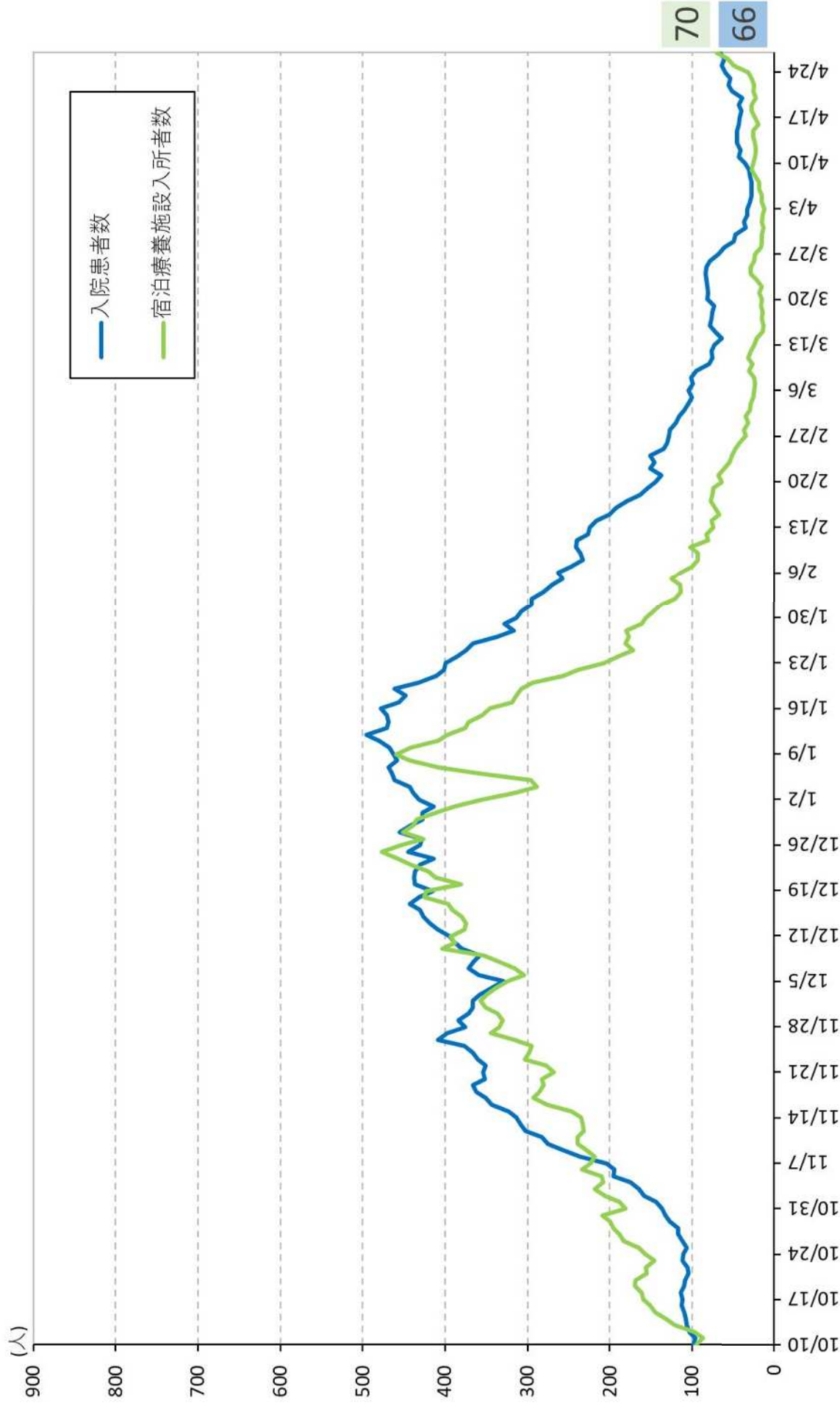
4月27日時点



※自宅療養者数は、「発生届対象者分」 + 「発生届対象外者分の推計」を使用

入院患者数、宿泊療養施設入所者数の推移

4月27日時点



市町村別の感染状況(4月27日公表分まで)

※ 順位：陽性者数・人口10万対の多い順

※ 人口：総務省統計局「令和2年国勢調査 人口等基本集計」(R2.10.1時点)

※この資料のデータは、各医療機関がハーススに入力した個別陽性者毎のデータを使用（国公表数とは一致しない）

※ は、直近一週間の陽性者数または人口10万対が上位5位の市町村

市町村	人口	陽性者数					
		直近一週間（4/21～4/27）				第8波以降	累計
			順位	人口10万対	順位		
岐阜市	402,557人	191人	3	47.45	24	50,322人	115,257人
大垣市	158,286人	49人	6	30.96	35	19,931人	43,935人
高山市	84,419人	222人	2	262.97	3	12,174人	22,614人
多治見市	106,732人	33人	13	30.92	36	12,948人	28,077人
関市	85,283人	36人	12	42.21	29	10,891人	23,079人
中津川市	76,570人	38人	7	49.63	21	10,024人	18,513人
美濃市	19,247人	12人	24	62.35	15	2,245人	4,580人
瑞浪市	37,150人	18人	20	48.45	23	4,323人	9,634人
羽島市	65,649人	58人	5	88.35	8	7,958人	18,377人
恵那市	47,774人	37人	9	77.45	11	6,285人	11,295人
美濃加茂市	56,689人	26人	16	45.86	25	7,530人	18,618人
土岐市	55,348人	37人	9	66.85	12	6,168人	14,502人
各務原市	144,521人	96人	4	66.43	13	19,452人	41,784人
可児市	99,968人	38人	7	38.01	32	11,950人	29,051人
山県市	25,280人	11人	26	43.51	28	2,822人	6,556人
瑞穂市	56,388人	32人	15	56.75	17	7,658人	17,367人
飛騨市	22,538人	248人	1	1,100.36	1	3,531人	5,325人
本巣市	32,928人	15人	22	45.55	26	4,236人	9,192人
郡上市	38,997人	20人	19	51.29	20	4,609人	9,610人
下呂市	30,428人	37人	9	121.60	4	4,364人	7,393人
海津市	32,735人	33人	13	100.81	6	3,555人	7,808人
岐南町	25,881人	17人	21	65.69	14	3,687人	8,761人
笠松町	22,208人	9人	28	40.53	31	3,008人	6,538人
養老町	26,882人	11人	26	40.92	30	3,151人	6,927人
垂井町	26,402人	23人	18	87.11	9	2,925人	6,375人
関ヶ原町	6,610人	1人	40	15.13	41	668人	1,361人
神戸町	18,585人	6人	32	32.28	34	2,198人	4,961人
輪之内町	9,654人	6人	32	62.15	16	1,039人	2,480人
安八町	14,355人	4人	35	27.86	40	1,854人	3,832人
揖斐川町	19,529人	6人	32	30.72	37	2,209人	4,685人
大野町	22,041人	24人	17	108.89	5	2,797人	5,933人
池田町	23,360人	12人	24	51.37	19	3,090人	6,434人
北方町	18,139人	8人	29	44.10	27	2,306人	5,288人
坂祝町	8,071人	3人	36	37.17	33	950人	2,418人
富加町	5,626人	3人	36	53.32	18	734人	1,743人
川辺町	9,860人	3人	36	30.43	38	1,430人	2,558人
七宗町	3,402人	0人	42	0.00	42	304人	599人
八百津町	10,195人	3人	36	29.43	39	1,262人	2,454人
白川町	7,412人	7人	31	94.44	7	747人	1,332人
東白川村	2,016人	1人	40	49.60	22	163人	366人
御嵩町	17,516人	14人	23	79.93	10	2,074人	4,308人
白川村	1,511人	8人	29	529.45	2	186人	332人
県外その他						0人	2,838人

5 類移行後も感染対策の継続を

本県では、令和 2 年 1 月以降、8 回にわたる感染拡大の波に対して、県民の生命と健康を守るため「オール岐阜」体制で感染対策に取り組んでまいりました。改めて、これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

5 月 8 日から、新型コロナは、季節性インフルエンザと同じ 5 類感染症に位置づけられます。これにより特措法に基づく様々な要請は終了します。

しかしながら、

- 感染力が非常に強く、条件が揃えば一気に感染が広がること、
- 高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いこと、
- 無症状の方でも後日、後遺症に苦しむことがあること、

といった新型コロナの実態は、依然として何ら変わるものではありません。

また、ここにきて一日あたりの新規陽性者数は、再度増加の兆しが見られます。例年、ゴールデンウィーク前後には感染が拡大しており、感染者が急増した場合、医療のひっ迫や社会経済活動の混乱を招くおそれもあります。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「5 類移行後（5 月 8 日以降）における対策」を決定しました。

県としましては、県民の生命と健康を守り、安心して活力ある日常生活を取り戻していくため、「オール岐阜」の体制を堅持し、日々の感染状況を丁寧に把握して、変異株の動向も注視しながら、必要に応じ速やかに対策を講じてまいります。

県民並びに県内の事業者、医療機関、市町村の皆様におかれましては、ご自身や大切な方を守るため、引き続き、効果的な換気や手洗い、高リスク者を感染させないための配慮など、感染対策の継続にご協力いただきますようお願いいたします。

令和 5 年 4 月 28 日

岐阜県知事

古田 肇

5 類移行後(5 月 8 日以降)における対策

令和 5 年 4 月 28 日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 基本的な感染対策

<手洗いなどの手指衛生、換気>

- こまめな手洗い・消毒、定期的な換気を推奨

<マスクの着用>

- 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としつつ、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨

【マスク着用が効果的な場面】

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者など重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関、高齢者施設、障がい者施設への訪問時や従事者の勤務中
- ・ 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱）
※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バスなど）を除く。
- ・ 新型コロナ流行期に重症化リスクの高い方（65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦など）が混雑した場所に行く時

<療養期間（外出自粛）の考え方>

- 法律に基づく外出自粛は求められず、以下を参考に個人で判断

【外出を控えることが推奨される期間】

- ・ 発症日を 0 日として、5 日間は外出を控えることを推奨かつ、
- ・ 5 日目になっても症状が続いている場合は、症状軽快から 24 時間経過するまでの間は外出を控え、様子を見ることを推奨

【周りの方への配慮】

- ・ 発症後 10 日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者などハイリスク者と接触は控えるなど、周りの方につさないよう配慮

【濃厚接触者について】

- ・ 濃厚接触者の特定や濃厚接触者に対する外出自粛の推奨は行わない

＜流行期における「三つの密」の回避、人と人との距離の確保＞

- 流行期になった場合には、高齢者など重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や不特定多数の人がいるような混雑した場所では、近接した会話を避けることを推奨（避けられない場合はマスク着用が有効）

2 患者などへの対応

＜相談への対応＞

- 陽性となった方や、発熱など症状のある方の相談に対応する総合相談窓口（24時間対応）を設置
（一般健康相談窓口や陽性者健康フォローアップセンターなどを統合）
- 保健所における受診・相談センター対応を継続し、発熱などの症状のある方からの相談に対応

＜自宅療養＞

- 入院の必要がない場合は、各自が自宅において療養
（宿泊療養施設は終了）
- 体温計やパルスオキシメーターなどの機器や、食料品、日用品などは必要に応じて各自で調達
（自宅療養中の患者への健康観察、各種支援は終了）

＜医療費負担＞

- 外来医療費のうち、新型コロナウイルス感染症治療薬の費用（薬剤費）は、公費支援（9月末までの措置、以降は国で検討）
※ 新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費（検査費用含む）は、自己負担
- 入院患者の新型コロナウイルス感染症治療薬の費用は、外来医療費と同様に公費支援
- 入院医療費については、高額療養費制度の自己負担限度額から一部を公費により減額（9月末までの措置、以降は国で検討）

3 医療・検査提供体制

<外来>

- 発熱患者などを診療できる幅広い医療機関による外来診療体制へ移行
- ※ 外来対応医療機関を県が把握・公表
- マニュアルなどに基づき院内感染対策を指導

<入院>

- 専用病床のほか、幅広い医療機関による入院受入体制へ移行
- マニュアルなどに基づく院内感染対策を指導
- 入院調整については、医療機関の間で実施（医療機関間での調整が困難な場合には保健所に相談のうえ対応）
- 入院時の移動手段は、患者自らが確保（保健所による患者移送は終了）

<検査>

- 症状の出た方や感染に不安のある方が自己検査したい場合は、各自で調達した検査キットを用いて検査
（陽性者健康フォローアップセンターからの検査キットの配布及び感染不安を抱える方に対する薬局などにおける無料検査は終了）
- 大規模クラスター発生時など、必要に応じて、高齢・障がい者施設で検査を実施
- 高齢・障がい者施設、特別支援学校の従事者への予防的検査を実施

4 サーベイランス

<感染動向の把握>

- 行政定点医療機関からの報告による定点把握を実施
- 定点把握に加え、県医師会の「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」を活用し、幅広い医療機関からの日次の報告により感染動向を把握

<感染動向の公表>

- 定点把握の情報に基づき週1回公表
- 「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」による日次の情報をホームページで公開

＜ゲノム解析＞

- 県内の一定数の医療機関から検体の提供を受け、ゲノム解析を実施

＜高リスク施設（医療機関、高齢・障がい者施設）への対応＞

- 高リスク施設については、大規模な感染発生時など必要に応じて調査を実施

5 ワクチン

＜接種体制＞

- 個別の医療機関における接種を中心とする体制
（市町村集団接種会場は規模縮小、県大規模接種会場は開設しない）

＜接種の促進＞

- 個々の接種時期に合わせて市町村から接種券を送付（65歳以上の方や基礎疾患がある方など：年2回、その他の方：年1回）
- 接種方針やワクチンの効果・安全性などについて、県民への周知を徹底

＜自己負担＞

- 令和5年度中は、自己負担なしで接種可

6 特措法に基づく措置

＜対策の協議・決定体制＞

- 条例に基づき、対策本部、対策協議会、専門家会議を継続し、「オール岐阜」体制を堅持
（特措法に基づく対策本部の設置は終了）

5 類感染症に移行する本年 5 月 8 日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。

5 文科初第 347 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 章 夫

5 類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行することとなります。

このたび、5 類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考としていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長

におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと
これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと
合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること
- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること
- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

岐阜市の感染症対策推進体制について

1 これまでの本市の新型コロナウイルス感染症対策推進体制について

(1) 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

＜目的＞

本市における、**新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止を目的に設置**

＜所掌事項＞

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に関する情報の収集及び関係機関との情報の共有
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る対策の検討及び実施

＜具体的対応＞

- ・市民の生命、生活を守るため、感染状況に応じた適切な感染防止策の周知啓発
- ・オール岐阜市役所での感染防止対策、医療・予防体制、社会経済活動の支援
- ・岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部から出される情報の共有
- ・「新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策」の決定

(2) 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策

＜概要＞

- ・岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、状況に応じた対策を決定
- ・令和2年5月16日会議にて決定後、改編し、現在第13版

＜対策の方向性＞

- ・当初、市民一人一人が感染防止に努め**ウィズコロナの社会を生き抜いていく**という意識への転換が必要という考えのもと対策を決定
- ・以降、感染防止対策と社会経済活動との両立が可能となるよう、その時々の感染状況に応じて、さらなる感染拡大を防ぎ、機動的に対策を講じてきた

2 5類移行後の政府対策本部、県対策本部について

新型コロナウイルスのオミクロン株については、ワクチン接種の普及や重症度が低く、大部分の人は感染しても軽症で入院を要することがないこと等から、オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直しにより、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、**令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなった。**

(1) 国

- ・ 5 類感染症に位置付けられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部（政府対策本部）は廃止（※但し、**廃止後**においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じ、**新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催**）
- ・ 5 類感染症に位置付けられることに伴い、特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は廃止
- ・ 基本的対処方針に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了

(2) 岐阜県

- ・ 政府対策本部の廃止により、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止（※特措法第 25 条）
- ・ 岐阜県感染症対策基本条例に基づき、岐阜県感染症対策本部、対策協議会、専門家会議を設置
- ・ 「**オール岐阜体制**」で適時必要な対策を講ずることができる体制を**維持**

3 今後の岐阜市感染症対策本部の運営について

5 類移行後の、国・県の対応等を鑑み、

- ・ **岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部**については、**岐阜市感染症対策本部**と名称を変更し、体制については**維持**する。
- ・ 「**新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策**」は**廃止**とする。

(1) 岐阜市感染症対策本部【体制維持】

今後、県は感染症対策本部として機能を維持し、県全体で、適時必要な対策を講ずることができる体制を維持するため、市の対策本部も維持することとする。

● 5 類移行後の運営方針

病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない場合

- ・ 県と連携し、感染症の発生等に関する情報収集（感染状況や変異株の動向把握等）
- ・ 必要に応じて、市民・事業者等への情報発信等

感染状況の変化、新たな変異株の発生等により、感染拡大防止対策が必要な場合

- ・ 県と連携し、感染症の感染拡大防止に係る対策の検討及び実施
- ・ 市民・事業者等への情報発信等

また、他の新興、再興感染症により、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態」が生じる事態等に備え、**岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部**については、**岐阜市感染症対策本部**と名称を変更する。

（２）新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策【 廃止 】

５類感染症に位置付けられることに伴い、これまでの特措法に基づき実施してきた住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了となる。

また、**日常における基本的な感染対策**については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となり、**個人や事業者には、自主的な感染対策に取り組んでいただく**こととなる。

特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止を受け、本市が示した対策である「**新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策**」については、**廃止**することとする。

●総合対策廃止後の各種対応について

- ・ **市民・事業者への周知・啓発**
 - ➡ 市対策本部を維持し、必要に応じて市民等へ情報発信
- ・ **イベント、市有施設等の対応方針**
 - ➡ 協力要請等は終了
- ・ **オール岐阜市役所での感染防止対策**
 - ➡ 主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねられるため、本市による協力要請等の各種措置は終了
- ・ **医療・予防体制の充実**
 - ➡ 受診・相談センター、ワクチン接種、一部検査体制等は、継続実施。
特措法に基づく支援、各種措置は終了

新型コロナウイルス感染症の
5 類感染症位置づけ後の対応について

令和5年5月2日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

- 1 はじめに
- 2 岐阜市感染症対策本部の運営方針
 - (1) 5類感染症位置づけ後の基本的な考え方
 - (2) 岐阜市感染症対策本部の運営方針
- 3 市民・事業者の皆様への情報提供
 - (1) 市民・事業者の皆様への情報提供
- 4 医療・予防体制
 - (1) 保健所の体制
 - (2) 検査体制等
 - (3) ワクチン接種
- 5 社会経済活動の支援
 - (1) 市民生活の支援
 - (2) 経済再生・就労支援
- 6 ポストコロナ社会への対応
 - (1) DX の推進
 - (2) 新しい生活様式への対応

参考Ⅰ 岐阜市における主な対応状況

別添 市長メッセージ

1 はじめに

令和元年12月に中国において、世界で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、3年を超える長期にわたり、新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株の出現によって感染の波を生み出し、医療現場はもとより、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしてきた。

本市は、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、「新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策」を決定（第13版まで改訂）し、市民の生命、生活を守るため、適切な感染防止策の周知啓発や、保健所設置市としてのコロナ体制の充実強化、社会経済活動の支援、そして、ポストコロナ社会に向けた対応など、感染防止対策と社会経済活動との両立が可能となるよう、オール岐阜市役所で、適時機動的に対策を講じてきた。

こうした中、感染の第6、7、8波を引き起こしたオミクロン株は、発生初期と比べて重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症で入院を要することがないこと等から、令和5年1月27日に開催された国の厚生科学審議会感染症部会において、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく私的制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けるべきとの考えが示された。

これを踏まえ、同日付で政府対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、当該感染症を感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることを決定した。

この決定に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく国の新型コロナウイルス感染症対策本部（政府対策本部）および「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は廃止され、これまで、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了し、基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となった。

また、特措法に基づき岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されるが、県は岐阜県感染症対策基本条例に基づき、岐阜県感染症対策本部、対策協議会、専門家会議を設置し、県全体で適時必要な対策を講ずることができ体制を維持することとしている。

これを受け、本市においても、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部の体制については維持することとし、今般、5類感染症位置づけ後の岐阜市の対応を整理して、今後の感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速に対応できるように備えることとした。その上で、「新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策」については廃止することとする。

2 岐阜市感染症対策本部の運営方針

(1) 5類感染症位置づけ後の基本的な考え方

令和5年5月8日からは、これまでの感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないこととなり、

特措法に基づく

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部（政府対策本部）の廃止
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止

（県は岐阜県感染症対策基本条例で、感染症対策本部としての機能を維持）

特措法に基づき実施する

- ・住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了
- ・基本的な感染対策については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となる

(2) 岐阜市感染症対策本部の運営方針

県全体で、適時必要な対策を講ずることができる体制を維持

① 病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない場合

- ・ 県と連携し、感染症の発生等に関する情報収集（感染状況や変異株の動向把握等）
- ・ 必要に応じて、市民・事業者等への情報発信等

② 感染状況の変化、新たな変異株の発生等により、感染拡大防止対策が必要な場合

（具体的想定）

- ・ 必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」が開催される。
- ・ 科学的知見や専門家の意見等を踏まえ、感染症法上の「指定感染症」に位置づけられ、一時的に対策強化。
- ・ 指定感染症に位置づけた上で、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあると認められる場合には、特措法に基づく政府対策本部を設置。または、ただちに感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけ。
- ・ 政府対策本部において、基本的対処方針を定め、行動制限の可否を含めた感染対策について決定。

本市として、他の新興、再興感染症にも備えるため、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部については、岐阜市感染症対策本部と名称を変更

- ・ 県と連携し、感染症の感染拡大防止に係る対策の検討及び実施
- ・ 市民・事業者等への情報発信等

3 市民・事業者の皆様への情報提供

(1) 市民・事業者の皆様への情報提供

① 情報発信

- ・ 5類感染症位置づけ後は、基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねることが基本となるため、これまでのような感染防止対策の呼びかけは行わない。
- ・ 県と連携し、感染状況や変異株の動向把握等を行い、必要に応じて、市民・事業者等への情報発信を行う。

【活用する媒体等】

広報ぎふ、市ホームページ(外国語版含む)、Facebook、Twitter、LINE、YouTube 等

- ・ 外国人向けの生活情報ホームページをやさしい日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語の6言語で整備
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続

●英語	毎日	10:00~12:00、13:00~16:00
●中国語	火、水	10:00~12:00、13:00~16:00
●タガログ語	毎日	10:00~12:00、13:00~16:00
●ポルトガル語	月、木	10:00~12:00、13:00~16:00
●ベトナム語	木	10:00~12:00、13:00~16:00

② 基本的な感染対策としての情報提供

【手洗いなどの手指衛生、換気】

- ・ こまめな手洗い・消毒、定期的な換気を推奨

【マスクの着用】

- ・ 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
- ・ 高齢者など重症化リスクが高い方への感染を防ぐため、医療機関受診時や高齢者施設、障がい者施設への訪問時、混雑した公共交通機関の利用時などマスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨

【療養期間(外出自粛)の考え方】

- ・ 法律に基づく外出自粛は求められず、個人で判断
- ・ 発症日を0日として、5日間は外出を控えることを推奨、
かつ、
症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控え様子を見ることを推奨
- ・ 発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控えるなど、周りの方につさないよう配慮

③ 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を随時更新
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、人権教育や人権啓発に粘り強く取り組む。

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」?

新型コロナウイルスは人類未知のウイルスであり、誰も怖いものです。
この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますか? 身近なところで以下のようなこと(コロナ・ハラスメント)が起きていませんか?

- ・ 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退院後にデイジービズを断られた。
- ・ インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ご相談・お問い合わせは、以下まで。

・ 岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)

・ 岐阜市人権啓発センター(058-214-6119)

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報(デマ)の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



4 医療・予防体制

(1) 保健所の体制

① 受診・相談センターの設置

- ・ 症状のある方で、受診・相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口にて、引き続き、コロナウイルス感染症に関する一般的な質問に対応

●平日窓口	Tel058-252-0393(平日午前9時～午後5時)
●休日・夜間窓口	Tel058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

② 保健所業務の重点化

- ・ 定点医療機関からの報告に基づき、感染者の発生動向を把握(定点把握)
- ・ 高齢者施設、障がい者施設等のハイリスク施設に対する調査、検査

(2) 検査体制等

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 変異株の発生動向を把握するための、PCR スクリーニング検査及び県と連携してゲノム解析を実施
- ・ 高齢者、障がい者施設等のハイリスク施設に対応する PCR 検査実施体制の確保

② 医療機関内検査

- ・ 医療機関(外来対応医療機関)で対応

③ 高齢者施設等に対する予防的検査

- ・ 引き続き、高齢者、障がい者施設の従事者に対し抗原定性検査を実施

④ 教育・保育施設等に対する予防的検査

- ・ 教育・保育施設等の従事者へのPCR検査は終了
- ・ 特別支援学校の従事者に限定し、抗原定性検査を実施

(3) ワクチン接種

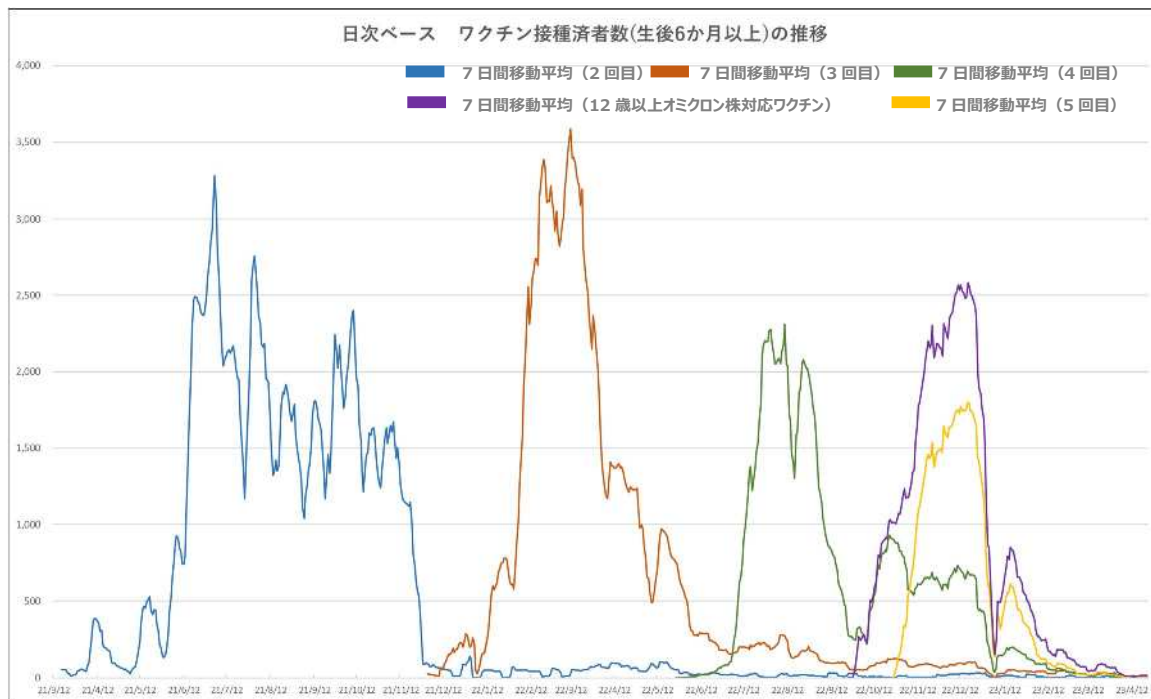
【コンセプト】 いつでも、近くで、安心のワクチン接種

【方針】 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式で接種を進める。

【接種体制】

集団接種：南・北保健センター、市庁舎等で、主に土曜・日曜に実施

個別接種：約 250 か所の医療機関で、主に診療日に実施



※令和5年4月23日時点

① 初回接種(1,2回目接種)

【これまでの実績】

	全体	12-19歳	20代	30代	40代	50代	60-64歳	65歳以上
2回目接種者(人)	326,508	20,877	33,431	33,525	45,474	52,454	22,183	110,130
対象者(人)	366,510	29,601	40,166	41,931	56,358	57,428	23,630	117,396
接種率	89.1%	70.5%	83.2%	80.0%	80.7%	91.3%	93.9%	93.8%

※令和5年4月23日時点。

対象者は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳を基に算出(首相官邸HP公開の接種率に準拠)

全体の接種者数には、転出・死亡などにより、VRSの仕様上、「年齢不明」となった人を含む。

- ・ 65歳以上の接種希望者に対し、令和3年7月末までに概ね接種完了
- ・ 12歳以上の接種希望者に対し、令和3年11月21日までに概ね接種完了
- ・ 令和3年11月21日以降も、公共施設等で1,2回目接種を継続
- ・ 令和4年11月8日に初回接種が未接種の方(約43,000人)に対し、接種勧奨の案内を送付
- ・ 令和5年度も引き続き実施

② オミクロン株対応ワクチン接種(3回目以降)

【これまでの実績】

	全体	12-19歳	20代	30代	40代	50代	60-64歳	65歳以上
接種者(人)	166,098	6,152	8,653	9,548	16,743	26,937	13,704	83,934
対象者(人)	326,508	20,877	33,431	33,525	45,474	52,454	22,183	110,130
接種率	50.9%	29.5%	25.9%	28.5%	36.8%	51.4%	61.8%	76.2%

※令和5年4月23日時点。対象者は2回目接種済者。

全体の接種者数には、転出・死亡などにより、VRSの仕様上、「年齢不明」となった人を含む。

- ・ 令和5年5月8日から、初回接種(1、2回目)を完了した①65歳以上の方、②12～64歳までの基礎疾患を有する方等、③医療従事者等で、前回接種から3か月以上経過した方を対象に、オミクロン株対応ワクチン接種を実施
- ・ 令和5年9月以降、追加接種可能なすべての方を対象にワクチン接種を実施予定。(使用ワクチンは今後検討)
- ・ 接種券は、原則、前回接種から3か月経過する前に対象者に到達するように発送
- ・ 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで、60歳以上の方が接種会場までの交通手段としてコミュニティバスを利用した場合の運賃を無料とする。(全20路線を対象)
- ・ これまでの運用(公共施設での集団接種と約240か所の地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリッド方式)を継続して実施
- ・ ワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製を使用

③ 小児用(5歳～11歳用)初回接種(1、2回目接種)

【これまでの実績】

2回目接種者(人)	3,413
対象者(人)	23,496
接種率	14.5%

※令和5年4月23日時点。

対象者は、令和4年1月1現在の住民基本台帳を基に算出(首相官邸HP公開の接種率に準拠)

- ・ 小児科を中心とした34医療機関で実施
- ・ 接種券は、9歳～11歳に対して令和4年2月25日に、5歳～8歳に対して3月15日に発送。以降は毎月5歳到達者に接種券を発送
- ・ 接種は、令和4年3月1日から順次実施

④ 小児用(5歳～11歳用)追加接種(3回目以降)

【これまでの実績】

接種者(人)	1,511
対象者(人)	3,413
接種率	44.3%

※令和5年4月23日時点。対象者は2回目接種済者。

- ・ 接種券は、原則、2回目から3か月経過する前に対象者に到達するように発送
- ・ 接種は、令和4年9月9日から順次実施
- ・ 初回接種を完了し、前回接種から3か月以上経過した方を対象に、小児用オミクロン株対応ワクチン接種を実施(令和5年3月22日から)
- ・ 令和5年5月7日までの間に小児用オミクロン株対応ワクチンを接種した基礎疾患を有する方等で、前回接種から3か月以上経過した方を対象に、2回目の小児用オミクロン株対応ワクチン接種を実施(令和5年5月8日から)
- ・ 令和5年9月以降、追加接種可能なすべての対象者にワクチン接種を実施予定(使用ワクチンは今後検討)

⑤ 乳幼児用(6か月～4歳用)初回接種(1～3回目接種)

1回目接種者(人)	292
対象者(人)	14,298
接種率	2.0%

※令和5年4月23日時点。

※対象者は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳を基に算出(首相官邸HP公開の接種率に準拠)

- ・ 小児科を中心とした26医療機関で実施
- ・ 1、2回目の接種券は、令和4年10月28日に発送。以降は毎月6か月到達者に接種券を発送予定。
- ・ 2回目接種を確認後、接種可能となる時期に3回目接種券を発送
- ・ 接種は、令和4年11月4日から順次実施
- ・

⑥ ワクチン接種を推進する取組

- ・ 市ホームページに接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載
- ・ SNS、地域情報誌等を活用し、広く市民へ周知
- ・ 市政広報番組やデジタルサイネージ等を活用し、若年層へのワクチン接種を推進
- ・ 状況に応じ、公共施設における「予約なし」での接種を実施

5 社会経済活動の支援

(1) 市民生活の支援

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

○子ども見守り宅食支援事業

- ・ コロナ禍において、学校等の休業や外出自粛など、子どもの見守り機会が減少する中、地域での子どもの見守り体制を強化するため、食材料や弁当の配達を通じて子どもの見守りを行う NPO 法人等に対し、その経費を補助

○子ども食堂や子どもに対する見守り等を行う NPO 法人等への支援

- ・ コロナ禍において、物価高騰等に直面する中、子どもの支援団体が安定した事業運営を行えるよう食材費の高騰分を補助

○学校給食等の負担軽減等

- ・ コロナ禍において、物価高騰等に直面する中、保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するため、市立の小・中学校、幼稚園、保育所を対象に食材費の高騰分を補助

○コロナ禍における女性と社会のつながりサポート事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化で、生活や仕事、子育て等に関する女性の困難や不安が深刻な状況となる中、そうした女性が社会との絆、つながりを回復できるように、NPO 法人等の知見を活用し、女性の居場所の提供、個別支援等を実施

(2) 経済再生・就労支援

○ぎふし伴走支援型特別資金

- ・ 中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした融資制度を令和 3 年 4 月 1 日から創設。令和 4 年 2 月 1 日、10 月 1 日、令和 5 年 1 月 10 日には融資条件を拡充

○経営環境変動対策資金【原油・原材料高騰等対策枠】

- ・ 原油・原材料価格の高騰や円安により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援の一環として、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした融資制度を令和 4 年 9 月 1 日から創設

6 ポストコロナ社会への対応

(1) DX の推進

○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを引き続き提供

○電子預貯金・生命保険調査業務

- ・ 市税及び保険料等の徴収業務における、預貯金や生命保険調査をオンラインで実施

○公立保育所業務 ICT 化推進事業

- ・ 11 か所の保育所に対し、IT 技術を活用した業務効率化システム及びシステムを活用するための IT 機器を導入

○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

○ぎふし DX 促進資金

- ・ デジタルトランスフォーメーションに取り組む中小企業者に対し円滑な資金供給を行うため、岐阜市融資制度に本資金を創設

(庁内事務関連・市民向け)

○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

○AI チャット総合案内サービス

- ・ 行政手続きに関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で 24 時間自動応答するサービスを提供

○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

(庁内事務関連・職員向け)

○テレワーク環境

- ・ 庁内ネットワーク接続用パソコン(80台)及び、自宅からテレワークを実施できるモバイル通信機器(500台)による勤務

○Web 会議

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

（教育のデジタル化）

市立小学校、中学校

- ・ 学習支援ソフトを活用し、1人1台タブレット端末からの講義動画の視聴やドリル教材への取組による学習内容の定着
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員がタブレット端末を通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業、学級・学年閉鎖の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証
- ・ 保護者のスマートフォン等から発信された児童生徒の欠席連絡・検温結果を教員のタブレット端末で確認ができるシステム（スマート連絡帳）を活用

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員がタブレット端末を通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業、学級・学年閉鎖の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証
- ・ 保護者のスマートフォン等から発信された児童生徒の欠席連絡・検温結果を教員のタブレット端末で確認ができるシステム（スマート連絡帳）を活用

市立幼稚園

- ・ 外部講師とオンラインでつながることで、園の教育活動を充実
- ・ 保護者のスマートフォン等から発信された園児の欠席連絡・検温結果を教員のタブレット端末で確認ができるシステム（スマート連絡帳）を活用

岐阜商業高等学校

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全生徒及び教員がタブレット端末を通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業、学級・学年閉鎖の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証

女子短期大学

- ・ 学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できない学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 特段の事情により対面授業に出席できない学生に対して、ハイブリッド授業やオンデマンド対応により学修環境を確保する

薬科大学

- ・ 原則対面授業とするが、遠隔授業（オンライン講義）を行う際には、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講で対応

市立看護専門学校

- ・ 感染拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）などの対応を行う。
- ・ 遠隔授業に移行した際、学習環境の整わない学生に対しては、学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

市立保育所

- ・ 地域子育て支援センターの保育士が考えた“子育て中の親子のおうち時間の過ごし方”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信

(2) 新しい生活様式への対応

○公民館運営管理（地域間オンライン会議）

- ・ 地域間の連携において地区公民館を拠点とする地域間情報伝達・意思疎通のオンライン化を実施

○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ オンラインを活用した見本市等に自社製品を出展する事業者に対して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

○テレワークの推進事業

- ・ 岐阜市リモートオフィス（Neo work-Gifu）を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその家族に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施

参考Ⅰ 岐阜市における主な対応状況

令和 2 年	
1 月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2 月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3 月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
4 月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制「感染症対策チームの設置」)
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県)
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市「非常事態」総合対策) 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令
11 日	市内感染者が50例目を超える
13 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定(特定警戒都道府県)
17 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を発出
20 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市「非常事態」総合対策の見直し)
27 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 市長メッセージ発出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ発出(大型連休に向けて)
5 月 1 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4 日	政府が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
6 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を発出
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から8都道府県に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を発出
25 日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更)
6 月 5 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第2版))
15 日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催

	「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7 月 22 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4 連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を发出
27 日	市内感染者が 100 例目を超える
31 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を发出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を发出
8 月 3 日	「感染症対策課」を設置
7 日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を发出
9 月 1 日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」 第7回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第3版）） 市長メッセージ「STOP! コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を发出
23 日	市内感染者が 200 例目を超える
10 月 14 日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11 月 2 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	受診・相談センター（休日・夜間電話相談窓口）を開設
25 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第4版）） 市長メッセージ「年末年始は第3波の本格的な到来に最大限警戒を! 感染防止対策を徹底しよう!」を发出
12 月 14 日	岐阜県が第3波「年末年始」集中緊急対策を発令
15 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
22 日	市内感染者が 500 例目を超える
25 日	岐阜県が新型コロナ「医療危機事態宣言」発令
31 日	岐阜県が「在宅年末年始の徹底」を発令
令和 3 年	
1 月 7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 （期間：1 月 8 日～2 月 7 日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
9 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を!」を
13 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 （期間：1 月 14 日～2 月 7 日）
14 日	岐阜県が緊急事態対策を発令 第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	市内感染者が 1,000 例目を超える
22 日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見
2 月 2 日	政府が 3 月 7 日までの緊急事態宣言延長を決定
4 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催
26 日	政府が 3 月 1 日以降の、緊急事態宣言の対象区域を 1 都 3 県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催
3 月 2 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第5版））
5 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を!」を发出
21 日	政府が緊急事態解除宣言（全国）
23 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」
4 月 1 日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置を发出 （期間：4 月 5 日～5 月 5 日まで 宮崎県、大阪府、兵庫県）
9 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第6版）） 市長メッセージ「第 4 波拡大阻止の対策徹底を!」 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に京都府、沖縄県、東京都を追加
16 日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加
23 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」 政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 （期間：4 月 25 日～5 月 11 日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県）

	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更 (期間:4月5日～5月5日まで 宮崎県) (期間:4月12日～5月5日まで 沖縄県) (期間:4月20日～5月11日まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県) (期間:4月25日～5月11日まで 愛媛県)
25日	第1回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「岐阜県『第4波非常事態宣言』～変異株の脅威から皆様を守るために～」
28日	市内感染者が1,500例目を超える
5月7日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:5月9日～5月31日)
8日	第2回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置 オール岐阜でこの難局を乗り切ろう」
15日	第3回「岐阜市対策本部会議」
17日	市内感染者が2,000例目を超える
20日	第4回「岐阜市対策本部会議」
23日	第5回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言を発出(期間:5月24日～5月31日)
28日	政府が6月20日までの緊急事態宣言の延長を決定 (対象都道府県:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県) 政府が6月20日までの特措法に基づくまん延防止等重点措置の延長を決定 (対象県:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県)
29日	第6回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言の延長(期間:5月24日～6月20日) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置及び岐阜市緊急事態宣言の継続」
6月1日	「新型コロナウイルス感染対策 知事・市長 共同メッセージ」発出
9日	第7回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第7版)(案))
17日	政府が21日以降のまん延防止等重点措置の実施区域を変更。岐阜県は対象区域から外れる。
18日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市緊急事態宣言の解除 6月21日～ 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急事態宣言を解除 第4波終息へ対策継続を」
22日	「新型コロナウイルス感染症 知事・市長 共同メッセージ」発出
7月3日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏に向けた第5波阻止の対策を」
20日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏の感染リスクに十分な警戒を」
8月1日	保健所に新型コロナウイルスワクチン接種対策課を新たに設置
6日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 『第5波』対策について～お盆を控えて～」 黙食啓発ポスターの発出
14日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 オール岐阜市『生命の防衛』宣言～生命(いのち)を守る強い行動自制を～」
17日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:8月20日～9月12日) 第13回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市緊急事態宣言」発出(期間:8月20日～9月12日) 岐阜市の1日あたり陽性公表者数が101人と初めて3桁を記録 市内感染者が3,000例を超える
20日	第14回「岐阜市対策本部会議」開催 県において「自宅療養者支援チーム」の発足(市職員9名出向)
21日	岐阜県による自宅療養開始
25日	政府が特措法に基づく緊急事態措置区域に岐阜県を指定 (期間:8月27日～9月12日) 第15回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置区域指定 第5波緊急対策」
9月1日	第16回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第8版)(案))
9日	政府が特措法に基づく緊急事態措置を延長(期間:～9月30日)
10日	第17回「岐阜市対策本部会議」開催

	市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置延長 強い行動自制の継続を」
28 日	政府が緊急事態解除宣言を実施(全国)(10 月 1 日適用)
29 日	第 18 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第 5 波終息へ対策の継続を」
10 月 13 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第 6 波阻止へ対策を」
11 月 29 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第 9 版)(案)) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止と社会経済活動の両立」
12 月 23 日	岐阜県が「ワクチン・検査パッケージ制度」等の無料検査を開始
24 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催
令和 4 年	
1 月 12 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 『第 6 波』突入 オミクロン株緊急対策」
15 日	市内感染者が 5,000 例目を超える
18 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県『第 6 波』非常事態宣言」
19 日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:1 月 21 日~2 月 13 日)
21 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市『第 6 波』感染拡大阻止宣言」
22 日	岐阜県による自宅療養開始
31 日	第 7 回「岐阜市対策本部会議」開催
2 月 10 日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置区域の岐阜県への実施期間を延長(期間:~3 月 6 日) 第 8 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市『第 6 波』感染拡大阻止宣言及びまん延防止等重点措置の延長」
16 日	市内感染者が 10,000 例目を超える
3 月 4 日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置区域の岐阜県への実施期間を延長(期間:~3 月 21 日) 第 9 回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第 10 版)(案)) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市『第 6 波』感染拡大阻止宣言及びまん延防止等重点措置の再延長」
17 日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の終了(全国)(3 月 22 日適用) 第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 感染の高止まり、再拡大阻止の対策を！」
4 月 22 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催
5 月 6 日	市内感染者が 20,000 例目を超える
31 日	第 12 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 感染対策と社会経済活動の両立を！」
6 月 6 日	第 13 回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第 11 版)(案))
7 月 15 日	第 14 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「『第 7 波』急拡大防止に向けて 社会経済活動との両立維持のため 基本的感染防止対策の徹底を！」
24 日	市内感染者が 30,000 例目を超える
27 日	第 15 回「岐阜市対策本部会議」開催
8 月 5 日	第 16 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県 BA.5 対策強化宣言」
9 日	市内感染者が 40,000 例目を超える
19 日	第 17 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県 BA.5 対策強化宣言の延長」
22 日	市内感染者が 50,000 例目を超える
9 月 2 日	第 18 回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第 12 版)(案)) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県 BA.5 対策強化宣言の再延長」
22 日	第 19 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第 7 波の終息に向けて」
26 日	全数届出の見直しの実施 感染症法に基づく医師の届出(発生届)の対象を以下 4 類型に限定 ・65 歳以上の者 ・入院を要する者

	・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者 ・妊婦
	岐阜県感染警戒 QR システムを活用したメール送信サービスの停止
	岐阜市 with コロナあんしん追跡サービスの停止
11 月 25 日	第 20 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 13 版）（案））
29 日	第 21 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県医療ひっ迫警戒宣言」
12 月 23 日	第 22 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」
令和 5 年	
1 月 14 日	市内感染者が 100,000 例目を超える
1 月 19 日	第 23 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」の延長
27 日	政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定。特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けることとされた。
2 月 3 日	第 24 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「With コロナでの社会経済活動の正常化に向けて」
10 日	政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定。3 月 13 日以降、マスク着用は個人の判断を基本とすることとされた。
3 月 6 日	第 25 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「第 8 波終息へ」
4 月 27 日	厚生労働大臣の感染症法第 44 条の 2 第 3 項に基づく、「令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる」旨の公表に伴い、同月 8 日に 5 類感染症に位置付けることとされた。このため、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」が決定され、令和 5 年 5 月 8 日に廃止されることとなった。
4 月 28 日	『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、令和 5 年 5 月 8 日に廃止されることとなった。

別添 1	令和 2 年 4 月 10 日	別添 4	令和 2 年 5 月 16 日	別添 7	令和 2 年 8 月 7 日
別添 2	令和 2 年 4 月 17 日	別添 5	令和 2 年 7 月 22 日	別添 3	令和 2 年 5 月 6 日
別添 6	令和 2 年 7 月 31 日	別添 9	令和 2 年 11 月 25 日	別添 8	令和 2 年 9 月 1 日

別添 10 令和 3 年 1 月 9 日	別添 13 令和 3 年 4 月 9 日	別添 16 令和 3 年 5 月 29 日
新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を！ 食生活や生活リズム、運動習慣の乱れ、ストレスの増加、睡眠不足、不安感など、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、市民の健康が脅かされています。このままでは、感染拡大に伴って、市民の健康が脅かされています。このままでは、感染拡大に伴って、市民の健康が脅かされています。 市民の皆様へ ● リスクを伴う飲食を自粛してください！ ● 家族やパートナー以外でのマスク無しで会話をする飲食（6人〜20人、50分、密閉空間）等 ● 不要不急の外出を自粛してください！（昼間のみ、特に夜間時以降） ● 寒い時期ですが、常時換気を徹底し、3密を回避してください！ ● 体調不良の時に無理に出勤するのをやめてください！ ● 外出しないことで多くの感染を防ぐことができます！ ● 手洗い、手指消毒を徹底してください！ ● 特に、共用物に触れた後や、外から帰宅した後は、忘れずにお風呂に入ります。 ● 人と人の距離を 1m 以上確保してください！ ● 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。 ● 感染した方が「悪い」「守り」、新型コロナウイルスに感染する方、感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう。 事業者の皆様へ ● これまでの以上のテレワークの推進をお願いします。 ● 職場での新年会などの会食（昼も夜も）、自粛してください。 ● 感染防止対策の徹底、業務用トイレ、換気扇の定期的な清掃 ● 特に、休憩時間や更衣室、喫煙所での行動に注意してください。	第 4 波拡大阻止の対策徹底を！ 4月12日（日）5月上旬 市民の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置及び岐阜市緊急事態宣言の継続 5月28日（日）6月30日（日） 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。
別添 11 令和 3 年 1 月 22 日	別添 14 令和 3 年 4 月 25 日	別添 17 令和 3 年 6 月 18 日
高齢者福祉施設等において、感染防止対策を徹底しよう！ ～ オール岐阜市で取り組む！ ～ 高齢者福祉施設等の従事者の皆様へ ● 入浴介助サービスの際は、「マスクの着用」を徹底してください！ ● また、必要に応じて、「入浴介助サービスの回数減」や「清拭（せいし）への切り替え」などの検討をお願いします。 ● 利用者の耳元で大きな声で話す必要がある場合は、「マスク・フェイスシールド」の着用をお願いします。 ● 施設内の換気扇は 24 時間稼働して、「常時換気」の徹底をお願いします。 ● 日常生活でも「マスクの着用」、「手洗い、手指消毒」、「3密の回避」の徹底をお願いします。 ● 本市の「衛生用品等の購入費に値する補助金」を積極的に活用して、一層の感染防止対策をお願いします。 市民の皆様へ ● 高齢者は重症化リスクが高いため、「感染防止対策」の徹底をお願いします。 ● 密接・密着が避けられない介護サービスを利用する際は、「マスクの着用」をお願いします。 ● 入浴介助サービスにおけるリスク軽減にご理解、ご協力をお願いします。 令和 3 年 1 月 22 日 岐阜市長 斎藤 正彦	岐阜県「第 4 波」非常事態宣言～変異株の脅威から皆を守るために～ 4月25日（月）5月上旬 市民の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。	新型コロナウイルス感染症岐阜市緊急事態宣言を解除第 4 波終息へ対策継続を 6月18日（日）7月上旬 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。
別添 12 令和 3 年 3 月 5 日	別添 15 令和 3 年 5 月 8 日	別添 18 令和 3 年 7 月 3 日
感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を！ 3月5日（月）4月上旬 市民の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置オール岐阜でこの離局を乗り切ろう 5月8日（日）5月上旬 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。	新型コロナウイルス感染症第 5 波阻止の対策を 7月3日（日）7月上旬 市民の皆様・事業者の皆様へ ● 感染防止の基本を徹底してください！ ● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」 ● 密をまわす移動は必要に限り、特に不要不急の移動を自粛してください。 ● 感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください！ ● 外出は、すいた時間と場所を選んでください！ ● 旅行は、大型連休に集中しないよう分散型旅行を！ ● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！ ● 新型コロナウイルスに感染する方への差別や非難は、絶対にやめましょう！ 事業者の皆様へ ● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。 ● 職場での社員や顧客の体調チェックをお願いします。 ● 出勤は、先行の状況を把握してその実施を止め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。

別添19 令和3年7月20日

別添22 令和3年8月25日

別添25 令和3年10月13日

新型コロナウイルス感染症
夏の感染リスクに十分な警戒を

市民の皆様・事業者の皆様へ

● 夏の行事等のリスク低減

● 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルス感染症
緊急事態措置区域指定
第5波緊急対策

市民の皆様・事業者の皆様へ

● 自主的・自発的に感染防止対策を徹底しよう

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

● 感染防止対策の徹底

●

別添34 | 令和4年7月15日

[illegible]

別添35 令和4年8月5日

[illegible]

[illegible]

別添36

令和4年8月19日

別添39

令和4年11月29日

別添42

令和5年2月3日

2/19

岐阜県BA.5対策強化宣言の延長

岐阜県BA.5対策強化宣言の延長

岐阜県BA.5対策強化宣言の延長

岐阜県BA.5対策強化宣言の延長

市民の皆様へ

岐阜県BA.5対策強化宣言の延長

2/29

岐阜県医療ひっ迫警戒宣言

岐阜県医療ひっ迫警戒宣言

岐阜県医療ひっ迫警戒宣言

岐阜県医療ひっ迫警戒宣言

市民の皆様へ

岐阜県医療ひっ迫警戒宣言

2/3

Withコロナでの社会経済活動の正常化に向けて

Withコロナでの社会経済活動の正常化に向けて

Withコロナでの社会経済活動の正常化に向けて

Withコロナでの社会経済活動の正常化に向けて

市民の皆様へ

Withコロナでの社会経済活動の正常化に向けて

別添37

令和4年9月2日

別添40

令和4年12月23日

別添43

令和5年3月6日

2/2

岐阜県BA.5対策強化宣言の再延長

岐阜県BA.5対策強化宣言の再延長

岐阜県BA.5対策強化宣言の再延長

岐阜県BA.5対策強化宣言の再延長

市民の皆様へ

岐阜県BA.5対策強化宣言の再延長

2/23

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

市民の皆様へ

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

3/6

第8波終息へ

第8波終息へ

第8波終息へ

第8波終息へ

市民の皆様へ

第8波終息へ

別添38

令和4年9月22日

別添41

令和5年1月19日

2/22

「第7波」の終息に向けて

「第7波」の終息に向けて

「第7波」の終息に向けて

「第7波」の終息に向けて

市民の皆様へ

「第7波」の終息に向けて

2/19

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

市民の皆様へ

岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言

2/19

岐阜県BA.5対策強化宣言

岐阜県BA.5対策強化宣言

岐阜県BA.5対策強化宣言

岐阜県BA.5対策強化宣言

市民の皆様へ

岐阜県BA.5対策強化宣言

5月8日(月)～

5類移行後も自主的な感染対策を

- ・ 市民の皆様、事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症に係る様々な対策、対応にご理解、ご協力いただき、大変感謝申し上げます。
- ・ 5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。
- ・ しかしながら、5類への位置づけ変更後も、高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方への御配慮をお願いします。皆様におかれましても、引き続き、自主的な感染対策を適時適切に行っていただきますようお願い致します。

令和5年5月2日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へ

基本的な感染対策＜自主的な取組み＞

- 「手指衛生」、「換気」の推奨！
- マスク着用は個人判断

＜マスク着用が効果的な場面＞

- ・ 医療機関受診時
- ・ 重症化リスクが高い方（65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦など）が多く入院・生活する医療機関、高齢者施設、障がい者施設への訪問時や従事者の勤務中
- ・ 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバス等の乗車時（当面の取扱）
- ・ 新型コロナ流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

- 感染が疑われる場合、まずはかかりつけ医に相談。感染を拡げない対応が重要！

療養期間（外出自粛）の考え方

- 法律に基づく外出自粛は求められませんが、周りの方にうつさないよう個人の判断が重要！

＜外出を控えることが推奨される期間＞

- ・ 発症日を0日として5日間かつ、症状軽快から24時間経過するまで

＜周りの方への配慮＞

- ・ 発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控えるなど、周りの方にうつさないよう配慮

ワクチン接種

- 令和5年度中は、自己負担なしでワクチン接種が可能